第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２７年（フ）第１７７１号
横浜市神奈川区二ツ谷町13番地14
破産者　有限会社タグチ・レーヌ
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８５０号
神奈川県綾瀬市寺尾西１－１－１－212、商業登記簿上の本店所在地横浜市瀬谷区三ツ境58－２
破産者　株式会社そうご
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７２号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7149番地
破産者　株式会社ホテル玉峰
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
静岡県伊東市池675―28
破産者　有限会社タカラハウジング
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１９２号
愛知県西尾市戸ケ崎５丁目４番地８
破産者　株式会社山本商業事務所
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
愛知県岡崎市中園町字忠田１番地１
破産者　株式会社アイテック
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
愛知県安城市桜井町西町中27番地
破産者　有限会社筧工務店
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３３３４号
大阪府枚方市南楠葉１丁目30番１号
破産者　株式会社アイコン
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６０号
広島市南区東雲２丁目12番６号
破産者　栄電工業株式会社
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４号
宮崎県日南市大字隈谷甲2201番地
破産者　有限会社藤井商店
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２６年（フ）第４５号
福岡県大川市大字一木474番地の３
破産者　株式会社西日本情報センター
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２５６５号
東京都大田区矢口１丁目23番18号
破産者　株式会社セイコウ
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９３３号
千葉県千葉市稲毛区長沼原町34―１、開始決定時の住所東京都大田区矢口１丁目23―20―601
破産者　前山　　仁
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９３４号
静岡県浜松市中区住吉１丁目８―15　パークサイドハイツＢ－３、開始決定時の住所東京都大田区矢口１丁目23―18
破産者　前山　英一
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９３５号
静岡県浜松市中区住吉１丁目８―15　パークサイドハイツＢ－３、開始決定時の住所東京都大田区矢口１丁目23―18
破産者　前山　正子
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０６２号
埼玉県草加市高砂２丁目18番47号
破産者　エヌ・アイ・テック株式会社
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０６３号
千葉県船橋市山手３丁目５番18号
破産者　株式会社エヌ・エス・ケー
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０６４号
千葉県船橋市山手３丁目５番18号
破産者　ＴＢＳＣ株式会社
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５７５０号
東京都葛飾区西新小岩３丁目26―18
破産者　石井　脩身
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９４６号
神奈川県横浜市青葉区しらとり台20番地27
破産者　株式会社フジガンナー
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５９４７号
神奈川県横浜市青葉区しらとり台40―２―102
破産者　室岡　成尚
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３４１号
東京都北区豊島８丁目９番９号
破産者　有限会社花代
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部